

令和 2 年度 第 1 回江津市農業委員会総会

日時：令和 2 年 4 月 20 日(月) 午前 9 時 30 分～

場所：江津市地場産業振興センター 2 階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第3 議案 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第4 議案 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第5 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

第6 その他

○ 出席農業委員（11 名）

1 番佐々木英夫 2 番山田博 3 番藤井孝子 5 番二本木俊二

6 番大村理之 7 番山本秀彦 8 番田代和秋 9 番深野政勝

10 番原田和徳 11 番柳原良雄

○出席した事務局職員 事務局長土崎一雄 参事藤田佳久 次長高井誠

○ 午前 9 時 30 分 農業委員会総会 開議

事務局 ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和 2 年度、第 1 回江津市農業委員会総会を開会いたします。まず、初めに挨拶をさせていただきます。わたくしこの 4 月の異動により農業委員会事務局に配属となりました高井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。併せまして、農業委員会事務局も新体制になりましたので、この場をお借りまして挨拶させていただきますと思います。

事務局長 おはようございます。農業委員会事務局長の土崎と申します。現在、農林水産課の課長をしておりますが、平成 29 年に農業委員会の事務局長をしております、その後笠井に変わりましたので、今回事務局長に返り咲きましたので、よろしくお願いいたします。

参事 おはようございます。この度、農業委員会参事ということで任命されました

藤田です。よろしくお願いいたします。

事務局 それでは、会長に挨拶の後、議事進行をよろしくお願いいたします。

会長 おはようございます。今、ご挨拶にありましたように、事務局長が笠井さんから変わられて土崎さんに、そして高井さんが新たに農業委員会次長になりました。よろしくお願いいたします。今日は、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、会場を3密対策ということで広い所で、また議決権があるということで、農業委員の皆さんだけで行うという形になりました。このコロナウイルスですが、こういうことを言っているのか分かりませんが、たまたま東京の病院で入院をして、こちらに帰って来られた人がいまして、疑いは無かったのですが、熱が出たということでPCR検査を受けられました。これは市外の方ですが、こういう問題が発生しているということです。その方は、陰性でしたが今は家の方で自宅待機して、外に出ないようにされています。身近にこういう問題がありましたので、皆さんもうつされないようにあるいは、うつさないように最善の注意を払って頂きたいと思います。

本日の出席委員は、まだお見えになっていない方がおられますけれど、出席委員は過半数以上でありますので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。また、発言の際には、挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。皆さんと距離を離しておりますので、出来るだけ大きな声で発言をして頂きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会長 ご了解いただきましたので、7番 山本委員、8番 田代委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

農地法 第3条

《 敬川町 》

会長 次に日程第2、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。

なお、事務局の説明につきましては、従来、こと細かく詳細を説明して頂きましたが、このような状況ですので、簡単に事務局の方は説明をして頂きます。よろしく願いいたします。

事務局 それでは、説明に入らせて頂きます。議案書は2ページをご覧ください。本件の場所につきましては、位置図の1ページの中程になりますので、そちらをご覧ください。農地の所在は●●●●●●、登記簿現況ともに田で、面積は●●●㎡です。以下につきましては、資料をお目通し頂ければと思います。大変申し訳ありませんが、簡略化ということで事務局からは以上です。

会 長 それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いします。

6番委員 位置図の1ページをご覧ください。上の方に9号線が走っております。新敬川橋を渡りまして浜田方面へ進みますと、新敬川バス停があります。そこを、保育園の方へ入って、約100mを左に曲がりまして、川の方へ約100mの所に●●●●●●の申請地がございます。ここは、新規雇用者の実習用として利用するためという理由があるのですが、話を聞いてみましたら、家庭用菜園として利用したいという話でした。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

農地法 第4条

《 敬川町 》

会 長 次に日程第3、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、説明をさせていただきます。議案書は3ページをご覧ください。本件の場所は先程と同じ、位置図の1ページになりますが、1号議案の北西に位置す

る場所になります。農地の所在は●●●●●●●●●●、登記簿現況ともに畑で、面積は●●㎡です。以下につきましては、資料をお目通し頂ければと思います。以上です。

会 長 それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いします。

6 番委員 位置図の 1 ページをご覧ください。●●●●●●●●●●ですが、先程の申請地と隣合わせの所に位置します。ここは、既に庭園として使われておりまして、北側と西側、南側は宅地となっております。東側は道路に面しております。そのような状況でした。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

事務局 会長すみません。

会 長 事務局、どうぞ。

事務局 説明が漏れておりましたので、補足をさせて下さい。本件の申請に併せて、顛末書が提出されております。顛末書には、申請地が宅地と隣接していることや、畑として耕作したことが無かった為に、前所有者である申請者の父、亡くなられておりますが、申請地を宅地と思い込んで平成 7 年に庭園を造ったという経過の説明と、亡き父が造園したとはいえ申請者も深く反省をしているとの主旨のことが、記載しておりましたことを報告させていただきます。以上です。

会 長 この件について、ご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようですので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

農地法 第 5 条

《 敬川町 》

会 長 次に日程第 4、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は4ページをご覧ください。本件の場所は位置図の1ページ、一番下の所になりますので、そちらをご覧ください。農地の所在は●●●●●●●●●●、登記簿現況ともに田で、面積は●●●㎡です。詳細については、資料をお目通し頂ければと思います。以上です。

会長 それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いします。

6番委員 位置図の1ページをご覧ください。先程の2件の申請地から、約50m敬川を上流の方へ進んだ所に申請地がございます。申請地の東側は道路、西側は転用者が所有する居宅を建築中の土地であり、南側と北側の農地の所有者の同意を得ておられます。転用をすることによって、周囲に被害を及ぼすことはありませんということでした。以上です。

会長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

9番委員 申請地を道路から居宅への進入用道路として利用するものであると書いてありますが、この中で居宅というのはどこにあるのですか。

6番委員 今、建設中ですので、地図上では載っていないのですが、申請地西側の四角がある辺りになります。

9番委員 わかりました。

会長 他にご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 桜江町小田 》

会長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の山本委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、説明をさせていただきます。議案書は4ページをご覧ください。本件の場所は位置図の2ページをご覧ください。農地の所在は●●●●●●●●●●、

すが、これは県道江津皆井田線です。この江津皆井田線を交差するように、水尻川が流れております。新二宮橋からわずか南に進んだ所でして、もう少し位置的なことを言うと、土地と道路を挟んで二宮地域交流コミュニティセンターが一部耕地を挟んであるという所です。広島県の●●●●●●という会社は太陽光発電をされていて、その会社と売買して太陽光発電を行うということです。ここは二宮町の農地がある中心部分なのですが、本人がこういう形で申請をされた場合は、やむを得ないのではないかと思います。以上です。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。ちょっとよろしいでしょうか。この位置には以前に、隣の方も太陽光発電をされていなかったでしょうか。

9 番委員 　この辺りには無いです。以前この田の部分について畑に転用したことはあります。2年くらい前か。

会 長 　わかりました。他にご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3については、可決されました。

農用地利用集積計画

会 長 　次に日程第5、意見第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　それでは、説明をさせていただきます。意見第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利集積計画の承認についてという資料になりますので、そちらをご覧くださいと思います。まず、1ページには集計がございます。今回は江津地区で●●町、●●町●、●●町が出ておりました、桜江地区で●●が出ております。●●町と●●町●については再度の申請です。●●町と●●町●●は新規の申請です。位置については、この資料の一番後ろに大まかな位置図がございますので、ご確認をお願いいたします。個別の内容につきましては、詳細は2ページから3ページにありますので、ご確認をお願いいたします。事務

局からは以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようであります。採決いたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、意見第 1 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。その他については、総会終了後に行います。以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第 1 回江津市農業委員会総会を閉会といたします。

　なお、次回開催は 5 月 20 日の水曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

〔 閉会 午前 10 時 00 分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員